

質問回答

NO.	質問	回答
1	3. 業務の内容 (2) 海域環境モニタリングの実施（サンプル採取について） ・別添の電子データの仕様に「音声・動画」の項目があるが、どのような場合に録音、動画撮影を行うことを想定しているのか。（サンプル採取時に動画を撮影する必要があるのか）	毎回のサンプル採取についての動画の撮影は不要です。例えば (5) IAEA等によるモニタリング結果裏付け対応に係る試料採取及び前処理等に関して、状況に応じ動画撮影を依頼する場合がありますが、詳細については契約締結後に環境省から指示します。
2	3. 業務の内容 (2) 海域環境モニタリングの実施（サンプル採取について） ・四半期ごとに実施する精密分析用の海水採取4回のうち2回は、処理水放出中に実施するということによいか。また、荒天等により放出中に実施できず2回実施できなかった場合はどのような対応となるのか。	精密分析用の海水採取4回のうち2回は、処理水放出中に実施する迅速分析（20測点）と同時の採取を行う観点から、処理水放出中の実施を想定していますが、荒天等の場合は放出停止期間も含めて延期等の対応をとっていただくことを想定しています。
3	3. 業務の内容 (2) 海域環境モニタリングの実施（サンプル採取について） ・サンプルの採取時期によっては、業務履行期限内に分析が完了しない試料が出てくるが、この場合どのような対応となるのか。	業務履行期限内に分析が完了しない事情がやむを得ず生じた場合には、変更契約により分析を翌年度業務に回し試料を引き継ぐ等の対応が想定されますが、状況に応じて検討します。
4	(4) 学識経験者による検討会の運営 ・年間計2回程度の開催とあるが、参考までに、現時点で想定している開催時期についてご教授願いたい。	現時点では、第2四半期及び第3四半期に1回ずつを想定していますが、詳細については契約締結後に環境省から指示します。